

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第47号

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の一部を改正する条例

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例（平成28年秋田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中「400円」を「500円」に、「200円」を「250円」に改め、同表の備考中「4,000円」を「5,000円」に、「2,000円」を「2,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。